

**建築基準法第43条第2項第1号
認定申請マニュアル**

千葉県都市局建築部

建築情報相談課

1) 建築基準法第43条第2項第1号の認定について

建築基準法第43条第1項では、建築物の敷地は建築基準法による道路に2m以上接していなければならないと規定されています。

この例外として、当該規定に適合しない敷地であっても、法第43条第2項第2号（旧法第43条第1項ただし書）の規定により、一定の基準に適合する建築物で、千葉市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可をした場合においては、建築することが可能となります。

また、平成30年9月25日付けの法改正により、第43条第2項第1号の規定が創設され、延べ面積200㎡以内の一戸建て住宅のうち、その敷地が公共機関等の管理している道や位置指定道路の基準に適合する道で幅員4m以上のものに2m以上接するもの等、一定の基準に適合するもので、千葉市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合においても、建築することが可能となりました。

さらに、令和5年12月13日付けの法改正により、その対象範囲が拡大され、法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡以内のもの（建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。）のうち、公共機関等の管理している道で幅員4m以上のものに2m以上接するものや、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋で延べ面積が500㎡以内のものうち、位置指定道路の基準に適合する道で幅員4m以上のものに2m以上接するもの等、一定の基準に適合するもので、千葉市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合においても、建築することが可能となりました。

この場合、建築審査会の同意及び許可は不要となる代わりに、認定（申請）が必要となります。

次頁以降は、「認定基準」（法43条第2項第1号の規定による敷地等と道路との関係の特例認定に関し適正な法の運用を図るため、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無いと認められる建築物について必要な基準を定めたもの）を解説したものです。

※認定を受けようとする際には、「認定基準」に適合する場合であっても、必ず担当職員と事前に相談してください。

【参考条文】

建築基準法

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。

(1)、(2) 略

2 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

(2) 略

建築基準法施行規則

(敷地と道路との関係の特例の基準)

第10条の3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

(2) 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2 略

3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物（その用途又は規模の特殊性により同条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は次のとおりとする。

(1) 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。

イ 第1項第1号に規定する道 法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途

ロ 第1項第2号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2（い）項第2号に掲げる用途

(2) 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内であること。

4 略

(認定申請書及び認定通知書の書式)

第10条の4の2

略

2 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をしようとする場合（当該認定に係る

道が第10条の3第1項第1号に掲げる基準に適合する場合を除く。）においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第1項第2号及び同条第2項において準用する令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。

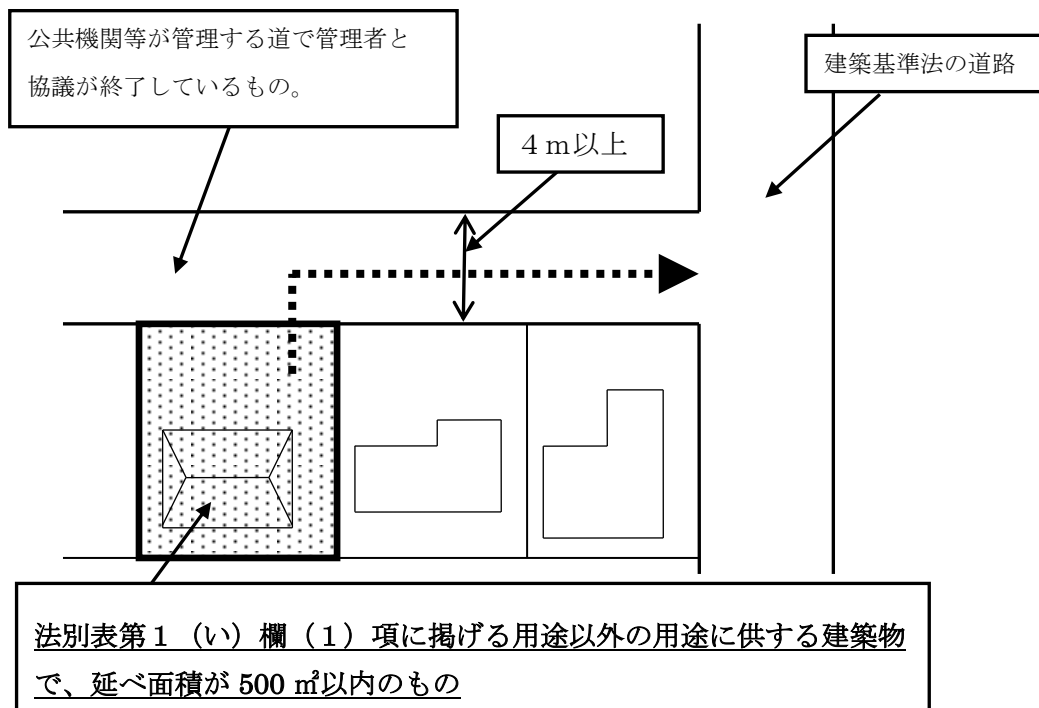
3、4 略

敷地が農道、臨港道路その他これに類する公共の用に供する道（公共機関等の管理している道）に接している場合

- ・ 赤道、千葉市法定外道路条例により指定された道路（いわゆる「条例指定道路」。）
- ・ 農業整備事業・土地改良事業による道
- ・ 臨港道路
- ・ 現に通行の用に供されている河川・海岸管理用通路
- ・ 現に通行の用に供されている国・県・市の所有する公共用通路 等

- ※建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。

- ⑤ 道の管理者と協議が終了していること。
- ※通行することその他特段の協議事項が無いこと等について確認すること。
- ⑥ 道を法 42 条に規定する道路とみなした場合に、法第 52 条（容積率）、法第 56 条（高さ制限）、法 56 条の 2（日影制限）、法第 58 条（高度地区）、令第 20 条（採光の有効算定）及び条例の規定に適合すること。



基準（２）【認定基準２（１）ア、（２）、（３）ア、（４）】

敷地と道路との間に河川、水路等（幅員 2 m以上）がある場合

※本基準は、河川、水路等又は里道、買収済の道路予定地等の幅員が2 m以上のものを対象とします。また、幅員が2 m未満のもので、①又は②の基準に適合する場合は、敷地が道路に接しているもの（法 43 条 1 項に適合）と取扱うこととしています。

- ① 敷地と道路の間に河川、水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。）があり、そこに架かる橋・蓋等（その敷地のみが使用するものに限る。）の幅員が2 m以上あり、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了している（占用許可又は承諾等が得られている）こと。
- ② 敷地と道路の間に里道、買収済の道路予定地等がある場合は、一般通行の用に供されていること。また、管理者との協議が終了していること。

（参考）認定基準上、①又は②の場合は、道路と河川、水路等又は里道、買収済の道路予定地等を合わせて前頁の「農道、港湾道路その他これに類する公共の用に供する道」と取扱います。

- ③ 建築物の用途及び規模は、法別表第 1（い）欄（１）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 ㎡以内のもの（※）であること。

※同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計

※建築物に附属するもの（駐輪場等）は、当該建築物に含まれる。

※条例第 6 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。

- ④ 計画している建築物が、条例第 6 条第 2 号に該当する場合は、当該通路の幅員及び長さは、通路を路地状の敷地とみなした場合の条例第 7 条の規定に適合すること。
- ⑤ 敷地と道路の間の河川、水路等に架かる橋・蓋等又は里道、買収済の道路予定地等と法上の道路を合わせた道を法第 42 条に規定する道路とみなした場合に、法第 52 条（容積率）、法第 56 条（高さ制限）、法 56 条の 2（日影制限）、法第 58 条（高度地区）、令第 20 条（採光の有効算定）の規定に適合すること。

※法第 52 条（容積率）の適用について、下図のように河川・水路等の一部に橋・蓋等が設けられている場合は、相当区間にわたって存在する法上の道路幅員を前面道路の幅員とみなし適用する。

法別表第 1（い）欄（１）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 ㎡以内のもの

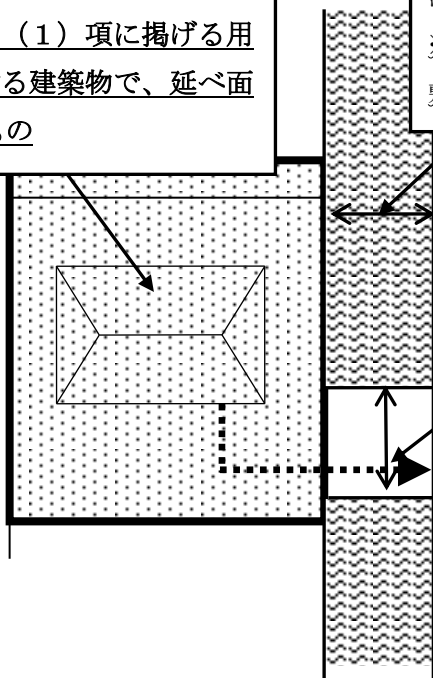
河川、水路等（幅員 2 m以上）

※幅員 2 m未満の場合で①又は②並びに③及び④の基準に適合する場合は、敷地が道路に接しているもの（法 43 条 1 項に適合）と取扱います。

通路

- その敷地のみが使用するものに限る。
- 管理者の占用許可、または承諾を得ていること。
- 構造、形態など通行が可能で、日常的に通行されているもの。
- 接道長さ（幅員）：2 m以上

建築基準法の道路



基準（３）【認定基準２（１）イ、（２）、（３）イ、（４）】

敷地が位置指定道路の基準に適合する道に接する場合

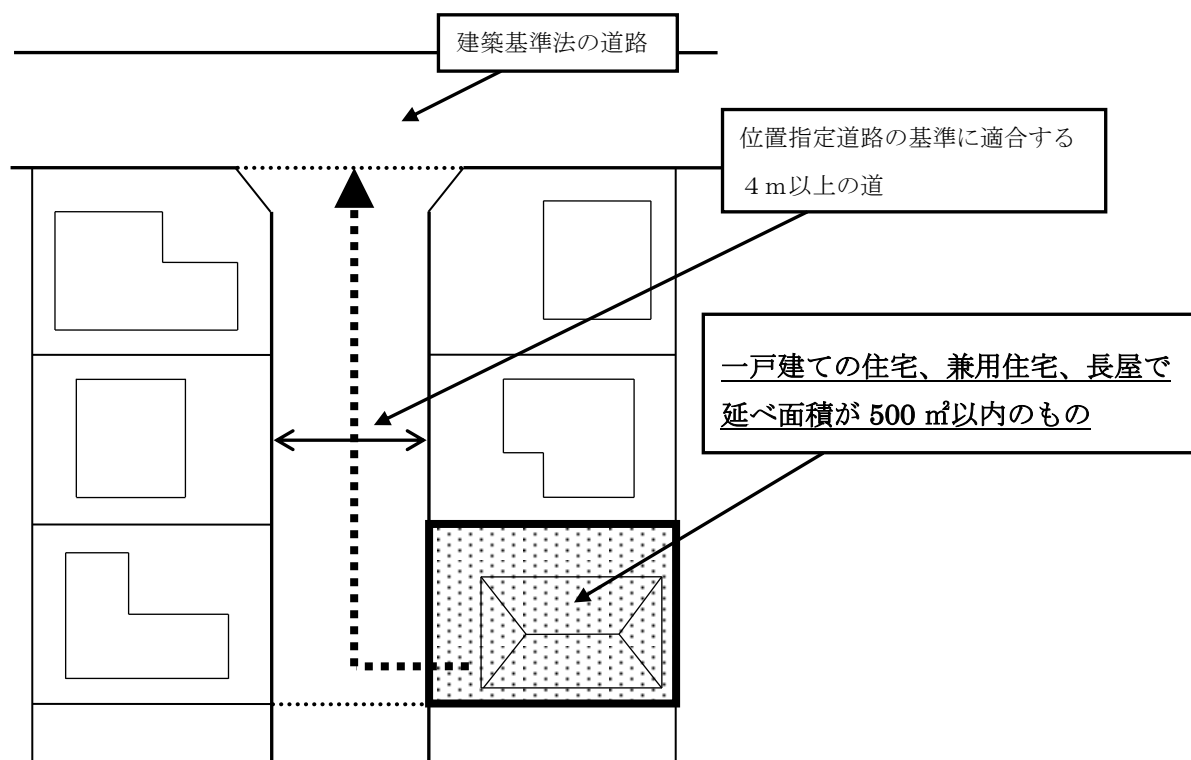
※本基準は、道が位置指定道路の基準に適合するものの、土地所有者等から道を位置指定道路とする同意は得られないが、通行等に関する承諾は得られる場合を想定したものである。
しかしながら、原則、位置指定道路の基準に適合する道は、位置指定道路とすること。

- ① 建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）第２条の規定の施行の際（平成１１年５月１日）現に存在する道で、一般の交通用に使用されており、幅員が４ｍ以上あること。
- ② 道が位置指定道路の基準（令第１４４条の４第１項各号及び「道路位置指定の要件について（H27.1.15 千葉市）」第１号～第８号までの基準）に適合すること。
- ③ 敷地が道に２ｍ以上接していること。
- ④ 建築物の用途及び規模は、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋で延べ面積が 500 ㎡以内のもの（※）であること。

※同一敷地内に２以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計

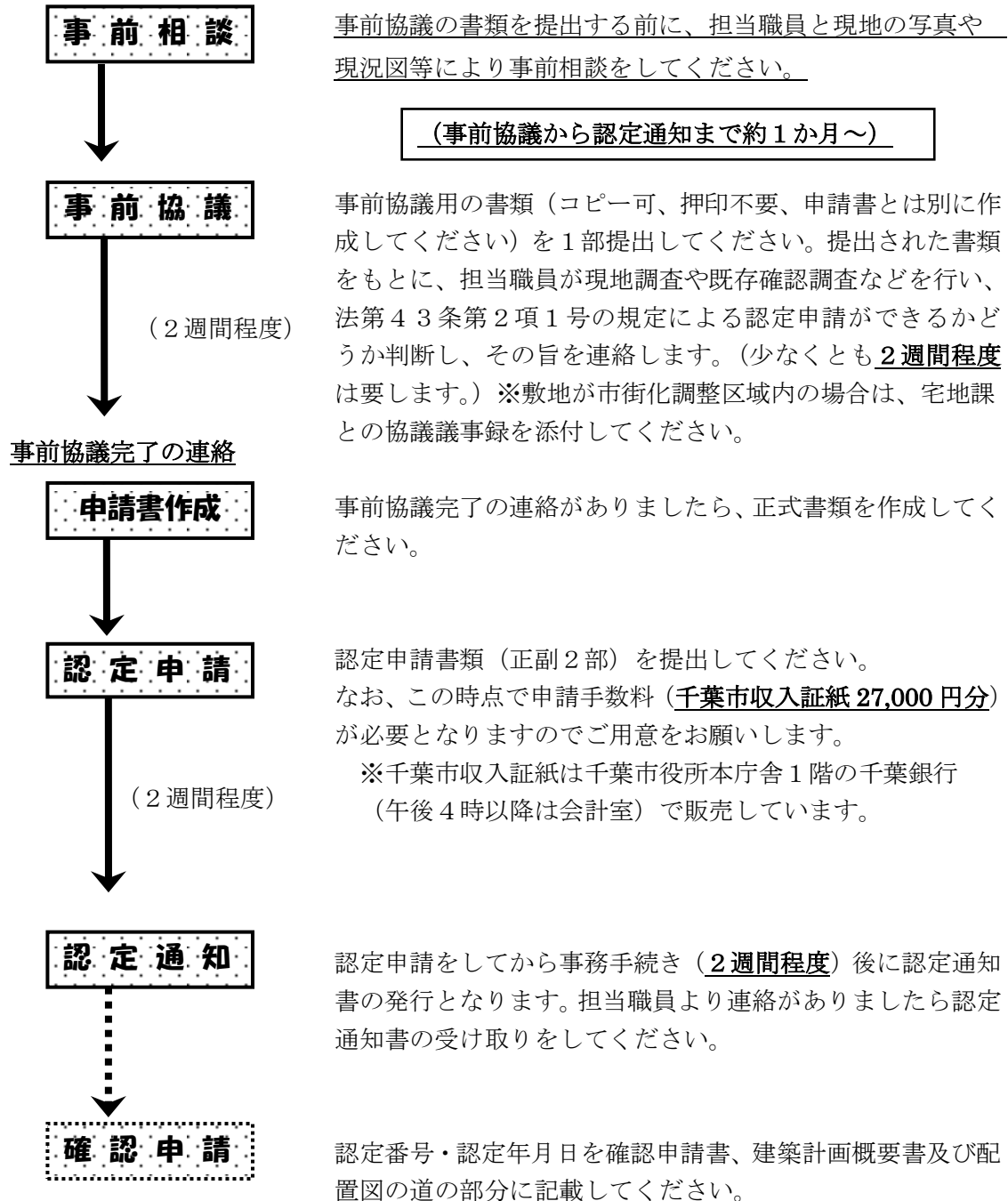
※建築物に附属するもの（駐輪場等）は、当該建築物に含まれる。

- ⑤ 申請者その他の関係者が道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾書（実印・印鑑証明書が必要）を当該認定申請書に添えていること。
 - （ア）道の敷地となる土地の所有者
 - （イ）道の敷地となる土地に関して権利を有する者（抵当権者等）
 - （ウ）位置指定道路の基準に適合するように管理する者
- ⑥ 道を法第４２条に規定する道路とみなした場合に、法第５２条（容積率）、法第５６条（高さ制限）、法第５６条の２（日影制限）、法第５８条（高度地区）、令第２０条（採光の有効算定）、条例の規定に適合すること。



2) 認定申請の流れについて

建築基準法第43条第2項1号の認定申請は、下記のフローチャートのとおりとなります。



注意事項 認定後の変更は、再び認定申請若しくは設計変更承認申請や建築主等変更届などの手続きが必要となりますので、担当職員へご相談願います。※認定後に変更とならないよう十分協議の上、申請願います。

3) 提出書類について

提出書類は、事前協議時に1部（コピー可）が必要となります。現地調査や既存確認調査などの事前協議の後、申請書類として正副2部（副本のみコピー可）と申請手数料（**千葉市収入証紙 27,000 円分**）が必要となります。なお、申請書類の図面等はA3またはA4サイズとし、下記の順にA4のフラットファイル閉じこみで提出をお願いします。

順番	書類名	注意事項
1	認定申請書（建築物）	法定書式となります（規則第 48 号様式）。建築情報相談課HP「法 43 条第 2 項第 1 号認定について」から入手できます。（作成例あり）
2	委任状	代理人との委任業務の内容を明らかにしてください。（作成例あり）
3	申請理由書	申請の理由を明確にしてください。（作成例あり）
4	位置図	千葉市都市図（縮尺 1/2500）を添付してください。接続する建築基準法上の道路を緑色、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。
5	現況図兼計画図	建築基準法の道路、審査対象の道、建築敷地（計画建物を含む）、周辺の敷地（建物）の状況がわかる配置図を添付してください。また、接続する建築基準法上の道路を緑色、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。
6	現況写真	敷地、建築基準法の道路、審査対象の道との位置関係がわかるものを含め、いろいろな角度から撮影してください。
7	公図の写し	敷地、道のすべてが含まれているものを添付してください。接続する建築基準法上の道路を緑色、審査対象の道を黄色で着色し、申請敷地を赤で囲ってください。
8	登記事項証明書等（一覧）	地番、権利者、通行等承諾書の有無等の一覧を記載した「登記事項証明書等（一覧）参考書式」を添付してください。（参考書式あり）
9	登記事項証明書（土地、全部事項証明）	申請敷地、道となる土地のものがが必要です。
10	管理者との協議記録等 ※基準（1）、（2）に適合する場合	協議日時、協議相手、協議内容等を記載した協議記録等を任意書式にて作成してください。
11	関係権利者の承諾書 （実印）及び印鑑証明書 ※基準（3）に適合する場合	通行等承諾書（様式あり）に <u>実印を押印し印鑑証明書を添付</u> してください。なお、 <u>この承諾書は、以前別の認定申請において承諾を得た場合であつても、あらためて承諾をとっていただく必要があります。</u> ※建物の完了検査までに建築主が不動産会社から個人に変更になる場合等は、承諾書の取り直しが必要となりますのでご注意ください。
12	配置図、敷地求積図、建物求積図、仕上表、各階平面図、立面図 等	建築確認申請に使う図面と同じものがが必要です。 ※ <u>認定基準（道を道路とみなし、令第 20 条（採光の有効算定）等の規定に適合すること等）に適合することがわかる図面、計算書等を添付</u>
13	その他必要な書類	敷地条件により、関係機関の許可証や協議議事録等を添付していただく場合があります。※千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 8 条第 2 項に基づく建築計画の報告など

※4～7 の書類作成の際は、別途、「認定申請図面作成マニュアル」を参照ください。

※7、9 の書類に代えて、登記情報提供サービスによりインターネット経由にて取得した不動産登記情報（地図・全部事項・所有者事項）を印刷したものでも可とします。

※11 の承諾書は、法の規定によるものであるため、実印・印鑑証明書が必要となります。

作成例

年 月 日

委任状

私は都合により、下記の者を代理人に定め、建築基準法第43条第2項1号の規定による認定申請の手続きを委任します。

記

【代理人】

【資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

※建築士、行政書士以外のもので、法律上、業務として建築に関する法令に基づく手続きの代理等の位置付けがないものは、代理人になることはできません。

(例：土地家屋調査士)

1 敷地の地名地番 千葉市 区 町 ○○○-○

2 建築物の主要用途 一戸建ての住宅

3 申請の主旨 新 築

申請者住所

申請者氏名

印

作成例

千葉市長

様

申請者住所

申請者氏名

申請理由書

このたび申請場所である、千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇ー〇に一戸建ての住宅の建築を計画しましたが、敷地の接する道が建築基準法の道路に該当しないことがわかりました。

そのため、建築基準法第43条第2項1号の規定により認定申請をいたします。

なお、本申請においてトラブル等が発生した場合においては、当方で処理解決に当たることを誓約します。

1 敷地の地名地番 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇ー〇

2 建築物の主要用途 一戸建ての住宅

3 工事種別 新 築

4 その他（経緯等）

※位置指定道路とすることができなかった理由等を記入すること。

例)

道路の拡幅、隅切り、転回広場の設置等（※以上、該当するものを記入）について、土地所有者の協力が得られなかったため、道路位置指定を受けることができなかった。

⇒建築主宛ての文書であるため、
原則、副本に原本を添付する。

※基準（３）に適合する場合のみ

通行等承諾書

建築主様

年 月 日

千葉市 区 町 に建築物を建築するにあたり、別添
（現況図兼計画図等を添付）の道（下記の地名地番）の部分将来にわたり通路とし、一
般の交通の用に供することについて承諾いたします。

なお、下記の地番の部分第三者に貸与または譲渡等する場合についても本事項を継承
いたします。

記

一般の交通の用に供する道の部分の地名地番

千葉市 区 町
千葉市 区 町

※「道を位置指定道路の基準に適合するように管理する者」とは、道の幅員・
延長・すみ切り・転回広場等の形状・寸法等を位置指定道路の基準にあう
ように適切に管理する者をいう。

通常、土地所有者が管理する者となる想定であるが、土地所有者と別に管理
する者がいる場合は別途、その者から承諾を得ること。

該当する土地所有者等
にチェック。

☐道の敷地となる土地所有者

☐道の敷地となる土地に関して権利を有する者
（権利の種類： ）

☐道を位置指定道路の基準に適合するように管理する者（※）

住所
氏名
TEL

実印を押印
※印鑑証明書を添付

印

土地所有者等の現住所・氏名（苗字等）が登記の住所・
氏名と異なる場合、登記の住所・氏名を旧住所・氏名
として併記してもらうこと。

登記事項証明書等（一覧）参考書式

[illegible]

※1 不動産売買等により、現在の権利者が登記事項証明書の権利者と異なる場合は、現在の権利者（不動産売買契約書に記載された買主）この場合、あわせて「不動産売買契約書」を添付

※2 「通行等承諾書」に登記事項証明書の権利者の相続人等が押印した場合に添付

この資料（「登記事項証明書等（一覧）」）の後ろに、以下の順番で書類を添付してください。

- ①登記事項証明書（上記の一覧表の順番に添付）
②通行等承諾書（同上）＋ 印鑑証明書
③添付資料（不動産売買契約書、戸籍謄本等）

認定申請書
(第一面)

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 年 月 日

申請者氏名 印

【1. 申請者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
令和 年 月 日		令和 年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】 ※未記入（道は、建築基準法上の道路ではないため。） 【15. 備考】 に記入する。

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 ※同上

※確認申請の際、確認申請書の第三面も同様に記載してください。

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

※法第52条第2項（前面道路幅員による容積率）の規定は、道は道路ではないが、便宜上、道の幅員を道路幅員とみなして算出した容積率を記載するものとする。

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】（区分 ）

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () () () () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () () () () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () () () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () () () () ()

() () () () () ()

【ラ. その他の不算入部分】	(		)	(		)	(		)
【ワ. 住宅の部分】	(		)	(		)	(		)
【カ. 老人ホーム等の部分】	(		)	(		)	(		)
【コ. 延べ面積】	(		)	(		)	(		)
【タ. 容積率】	(		)	(		)	(		)

【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】 ・ 道の部分の地名地番：
 ・ 道の部分の幅員：
 ・ 敷地が道の部分と接している長さ：

【2.工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設

【ロ. 最高の軒の高さ】

[illegible]

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものは、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除

く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑩ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑪ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のための通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。